

作成日 2001年 4月11日
 改訂日 2016年12月13日

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名	トップコート Uシルバー
会社名	横浜ゴム株式会社
住 所	神奈川県平塚市四之宮 1 丁目 7 番 7 号
担当部門	ハマタイト・電材技術部
電話番号	0463-31-2766
F A X 番号	0463-31-2769
整理番号	4035-R4

2. 危険有害性の要約

GHS分類

引火性液体	: 区分 3
急性毒性	
経口	: 区分 5
経皮	: 区分外
吸入(ガス)	: 分類対象外
吸入(蒸気)	: 区分 2
吸入(粉塵、ミスト)	: 区分 5
皮膚腐食性/刺激性	: 区分 2
眼損傷性/刺激性	: 区分 2A
感作性	
呼吸器	: 区分 1
皮膚	: 区分 1
生殖細胞変異原生	: 分類できない
発ガン性	: 区分 2
生殖毒性	: 区分 1B
全身毒性(単回暴露)	: 区分 1
全身毒性(反復暴露)	: 区分 1
吸引性呼吸器有害性	: 区分外
水生環境	
急性有害性	: 区分 1
慢性環境有害性	: 区分 2

GHS ラベル要素

絵表示



危険有害性情報 : 強い眼刺激
 吸入すると有毒。
 遺伝性疾患のおそれの疑い。
 発がんのおそれの疑い。
 生殖能力または胎児への悪影響のおそれ。
 臓器の障害。(呼吸器、中枢神経系、腎臓、肝臓)
 長期にわたる、または、反復暴露による臓器の損傷。(呼吸器系、肝臓、腎臓、中枢神経系、神経系)
 呼吸器系の刺激のおそれ。
 長期または反復暴露による臓器の障害(呼吸器系、肺、肝臓、腎臓、中枢神経系、神経系)
 長期的影響により水生生物に有害。

注意書き :
 《予防策》

すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
 (製造者/供給者または規制当局が指定する)
 保護手袋および眼鏡、顔面用の保護具を着用すること。
 取扱い後はよく手を洗うこと。
 容器を密閉しておくこと。
 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 涼しい所/換気の良い場所で保管すること。
 粉じん/ヒューム/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。

《対応》

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
 皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。
 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断/手当を受けること。
 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。
 次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
 その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合は、医師の診断/手当を受けること。
 暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断/手当を受けること。
 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。
 (必要な時以外は)環境への放出を避けること。
 施錠して保管すること。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物
 化学名 : ウレタン樹脂

成分	含有量 (wt%)	化学特性 (化学式)	官報公示整理番号		CAS No.
			化審法	安衛法	
キシレン	65	C ₆ H ₄ (CH ₃) ₂	(3)-3	—	1330-20-7
トリレンジイソシアネート (TDI)	2.0	OCNC ₆ H ₄ CH ₂ C ₆ H ₄ NCO	(3)-2214	—	26471-62-5

	化学物質管理促進法	労働安全衛生法
キシレン	第一種指定化学物質 政令番号 第 80 号	第 57 条の 2 通知対象物 政令番号 第 136 号
トリレンジイソシアネート (TDI)	第一種指定化学物質 政令番号 第 298 号	政令番号 第 405 号
危険有害成分	: キシレン、トリレンジイソシアネート	

4. 応急措置

吸入した場合	: 空気の新鮮な場所へ移動して寝かせる。頭痛等の異常がある場合すみやかに医師の診断を受ける。
皮膚に付着した場合	: 付着物を拭き取り、水と石鹼でよく洗う。かゆみや炎症等の症状がある場合には、速やかに医師の診断を受ける。
目に入った場合	: 清浄な水で 15 分以上洗眼した後、直ちに医師の手当てを受ける。
飲み込んだ場合	: 水で口の中をよく洗い、直ちに医師の手当てを受ける。
最も重要な徴候及び症状に関する簡潔な情報:	めまい、頭痛。

5. 火災時の措置

消火剤	: 強化液、泡消火剤、粉末消火剤、ハロゲン化物消火剤、乾燥砂
特定の消火方法	: 付近の着火源を断ち、適切な保護具（耐熱性着衣など）を着用して消火する。
消火を行う者の保護	: 消火作業の際には有毒なガスを吸い込まないように呼吸用保護具を着用し、風上から消火作業を行う。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項	: 暴露防止のため、保護具を着用して作業を行ない、蒸気の吸入や皮膚への接触を防止する。漏出した場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。付近の着火源を取り除き、消火機材を準備する。
環境に対する注意事項	: 本製品を含む廃水の公共用水域への排出又は地下浸透を防止するため、本製品がこぼれた床面などを水で洗い流してはならない。
除去方法	: 少量の場合は、土砂などに吸収させて蓋付きの空容器に回収する。火花を発生しない安全なシャベルなどを使用する。 多量の場合は、盛り土などで流れを止め、液の表面を泡で覆った後に回収する

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策	: 火気厳禁。電気機材は防爆構造にするなど静電気、スパークなど着火源を生じないようにする。 吸入・接触のおそれがあるときは適切な保護具を使用する。 容器はその都度密栓する。
注意事項	: 局所排気装置の設置、設備の密閉化又は全体換気を適正に行なうことが望ましい。
安全取扱い注意事項	: 暴露防止のため、保護具を着用して作業を行なう。蒸気の吸入、皮膚への接触を避ける。

保管

- 適切な保管条件 : 適切な換気のある乾燥した冷暗所に密栓して保管する。
日光の直射を避けること。
火気、熱源から遠ざけて保管する
- 安全な容器包装材料 : 溶剤により侵食されない材料を使用する。
- その他、消防法、労働安全衛生法等の法令に定めるところに従う。

8. 暴露防止及び保護措置

- 設備対策 : 蒸気を吸入しないように、局所排気装置の設置、設備の密閉化又は全体換気を適正に行なうことが望ましい。
液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースを取るように設備すること。
屋内作業の場合には、作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置などにより作業者が蒸気などの暴露を避けられるような設備とすること。
- 管理濃度 : キシレン 50ppm
トリレンジイソシアネート 0.005ppm
- 許容濃度 : ACGIH (TLV-TWA)
(1998年度版)
キシレン 100ppm
トリレンジイソシアネート 0.005ppm

保護具

- 呼吸器用の保護具 : 有機ガス用防毒マスク
- 手の保護具 : ゴム手袋
- 目の保護具 : 側板付き普通眼鏡型又はゴーグル型保護眼鏡
- 皮膚及び身体の保護具 : 作業衣、安全靴
- 適切な衛生対策 : 作業中は飲食、喫煙をしない。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态

- 形状 : 液体
- 色 : 銀色
- 臭い : 溶剤臭
- pH : 該当せず

物性的状態が変化する特定の温度/温度範囲

- 沸点 : 140°C
- 引火点 : 25°C
- 発火点 : データなし
- 爆発特性 : 爆発限界 キシレン (下限) 1.1% (上限) 7.0%
- 密度 : 1.03g/cm³ (20°C)

溶解性

- 溶媒に対する溶解性 : 水に対して難溶

10. 安定性及び反応性

- 安定性 : 通常の条件下では安定。
水と反応して炭酸ガスを発生する。この反応が密閉容器内で起こると容器が膨れ、場合によっては破裂する事もある。
- 反応性 : アミン、アルコール、水と反応する。
- 危険有害な分解生成物 : 燃焼などによりNO_x, CO, その他の低分子モノマー等の有害ガスを

発生する恐れがある。

1 1. 有害性情報

- 急性毒性 : 経口 ラット LD₅₀ 4,300mg/kg (キシレン)
経口 ラット LD₅₀ 4,130mg/kg (トリレンジイソシアネート)
- 局所効果 : 蒸気は眼に対して刺激性があるので注意を要す。皮膚に対しても弱い刺激性がある。皮膚に触れると脱脂作用がある。蒸気にふれると粘膜の炎症や湿疹を起こすことがまれにある。
- 慢性毒性・長期毒性 : 吸入、経皮、経口摂取により体内に吸収されることがある。皮膚の脱脂を起こす。

1 2. 環境影響情報

- 移動性 : データなし
- 残留性/分解性 : データなし
- 生体蓄積性 : データなし
- 生態毒性
魚毒性 : データなし

1 3. 廃棄上の注意

- ・ 廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処分を委託する。
- ・ 乾燥して固形状になったものは、廃プラスチック類として処理する。
- ・ 容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。

1 4. 輸送上の注意

- 国連分類 : クラス 3 (引火性液体、容器等級 : II)
- 国連番号 : 1 2 6 3
- 国内規制

陸上輸送 : 消防法, 労働安全衛生法等に定められている運送方法に従う。

海上輸送 : 船舶安全法に定められている運送方法に従う。

航空輸送 : 航空法に定められている運送方法に従う。

輸送の特定の安全対策及び条件 :

- 取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。
- 容器漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れ防止を確実に
行なうこと。
- 火気厳禁。

1 5. 適用法令

- 化学物質管理促進法 : 第一種指定化学物質 政令番号 第 80 号 キシレン
政令番号 第 298 号 トリレンジイソシアネート
- 労働安全衛生法 : 第 57 条の 2 第 1 項 (通知対象物) キシレン、トリレンジイソシアネート
危険物 : 引火性のもの
有機溶剤中毒予防規則 : 第 2 種有機溶剤
- 消防法 : 危険物第 4 類第 2 石油類 (非水溶性液体) (危険等級 III)
(指定数量 1 0 0 0 L)
- 船舶安全法 : 高引火点引火性液体
- 航空法 : 施行規則第 194 条危険物告示別表第 3 引火性液体

16. その他の情報

主な引用文献：

- ・国際化学物質安全性カード
- ・有機溶剤作業主任者テキスト
- ・製品安全データシートの作成指針（改訂版）

（財団法人 日本化学工業協会，日本レスポンシブル・ケア協議会）

危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意して下さい。

この製品安全データシートは、当社の製品を適正にご使用いただくために必要で、注意しなければならない事項を簡潔にまとめたもので、通常の実用を目的としたものです。

本製品は、この製品安全データシートをご参照の上、使用者の責任において適正に取扱って下さい。

ここに記載された内容は、現時点で入手できた情報やメーカー所有の知見によるものですが、これらのデータや評価は、いかなる保証もするものではありません。また、法令の改正及び新しい知見に基づいて改訂されることがあります。